

兵庫県公報

平成29年6月12日 月曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

条 例	ページ
○ 過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（税務課）	1
○ 職員の退職手当に関する条例及び公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	1
○ 暴力団排除条例の一部を改正する条例（警察本部暴力団対策課）	3

公布された法令のあらまし

●過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第20号）

過疎地域自立促進特別措置法の一部改正により、法人事業税等の課税免除を受けることのできる対象業種のうち情報通信技術利用事業が除外され、新たに農林水産物等販売業が追加されたことに伴い、規定の整備を行うこととした。

●職員の退職手当に関する条例及び公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第21号）

雇用保険法の一部改正により、災害により離職した者等であって、再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると公共職業安定所長が認めたものに対し、所定給付日数を超えて雇用保険の基本手当を支給することができることとされたこと等に伴い、関係条例について所要の整備を行うこととした。

●暴力団排除条例の一部を改正する条例（条例第22号）

青少年の健全な育成を更に図るため、暴力団事務所及び準暴力団事務所の運営を禁止する区域に、次に掲げる区域を追加することとした。

- (1) 学校、児童福祉施設等の用に供するものと決定した土地の周囲200メートル以内の区域
- (2) 都市計画法に規定する近隣商業地域及び商業地域の区域

条 例

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月12日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第20号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成12年兵庫県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第1条中「情報通信技術利用事業（情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の）」を「農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



職員の退職手当に関する条例及び公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月12日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第21号

職員の退職手当に関する条例及び公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第13条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当するものとして任命権者が別に定める者のいずれかに該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当するものとして任命権者が別に定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第13条第11項第5号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の」に改める。

附則に次の1条を加える。

(失業者の退職手当の特例)

第26条 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当するものとして任命権者が別に定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」

とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当するものとして任命権者が別に定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、公共職業安定所長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)

とする。

(公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 公立学校職員等の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第11条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当するものとして任命権者が別に定める者のいずれかに該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当するものとして任命権者が別に定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第11条第11項第5号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の」に改める。

附則に次の1条を加える。

(失業者の退職手当の特例)

第26条 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第11条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当するものとして任命権者が別に定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」

とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当するものとして任命権者が別に定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、公共職業安定所長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中職員の退職手当に関する条例（以下「職員条例」という。）第13条第11項第5号の改正規定及び第2条中公立学校職員等の退職手当に関する条例（以下「学校職員等条例」という。）第11条第11項第5号の改正規定並びに附則第4項及び第5項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の職員条例（以下この項及び附則第4項において「改正後の職員条例」という。）第13条第10項（第2号に係る部分に限り、改正後の職員条例附則第26条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員条例第1条に規定する職員をいう。附則第4項において同じ。）であつて、職員条例第13条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日以後であるものについて適用する。

3 第2条の規定による改正後の学校職員等条例（以下この項及び附則第5項において「改正後の学校職員等条例」という。）第11条第10項（第2号に係る部分に限り、改正後の学校職員等条例附則第26条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用についても、前項と同様とする。

4 退職職員であつて、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第8項に規定する特定地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）又は同法第18条の2に規定する職業紹介事業者（以下「職業紹介事業者」という。）の紹介により職業に就いたものに対する改正後の職員条例第13条第11項（第5号に係る部分に限り、同条第14項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

5 退職職員（退職した学校職員等条例第1条に規定する職員をいう。）であつて、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する改正後の学校職員等条例第11条第11項（第5号に係る部分に限り、同条第14項において準用する場合を含む。）の規定の適用についても、前項と同様とする。

~~~~~

暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第22号

暴力団排除条例の一部を改正する条例

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第13条中「敷地」の右に「(当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。)」を加え、「若しくは準住居地域」を「、準住居地域、近隣商業地域若しくは商業地域」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の暴力団排除条例第13条の規定は、この条例の施行又は同条の規定の適用の際現に運営されている暴力団事務所等（暴力団排除条例第2条第6号に規定する暴力団事務所等をいう。以下同じ。）であつて、新たに改正後の同条例第13条の規定により暴力団事務所等を運営してはならないこととされる区域に存するものについては、適用しない。